

平成 24 年 11 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成 24 年 11 月 16 日（金） 午前 9 時 30 分

2 出席委員

三 塚 勉	委員長
三 浦 溥太郎	委員
齋 藤 道子	委員
森 武 洋	委員
永 妻 和子	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	渡 辺 大 雄
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	平 澤 和 宏
教育総務部生涯学習課長	原 田 修 二
教育総務部教職員課長	高 橋 淳 一
教育総務部学校管理課長	丸 茂 勉
学校教育部長	中 山 俊 史
学校教育部教育指導課長	渡 辺 文
学校教育部支援教育課長	小田部 英 仁
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	伊 藤 学
中央図書館長	小 貫 朗 子
博物館運営課長	稲 森 但
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	新 倉 邦 子

4 傍聴人 1 名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に齋藤委員を指名した。

- 教育長報告

それでは、平成24年10月20日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

はじめに、「学力向上シンポジウム」についてです。

10月24日に横須賀総合高校 SEA ホールにて「学力向上シンポジウム」を開催いたしました。学校関係者及び保護者・学校評議員、幼稚園・保育園関係者など約300名の方々にご参加いただきました。

今年度は、「学習習慣の確立を図るために学校・家庭ができること」をテーマとし、特に「家庭学習の習慣化」に焦点をあて、参加者全員で考えました。総括講演では「学習習慣確立を図るために」をテーマに教育創造研究センター所長の高階(たかしな)先生にご講演をいただきました。

本シンポジウムを機に、各学校が、子どもたちの学習習慣の確立を図るために、保護者と一体となって取り組みをしていくことを期待するとともに、教育委員会としても、学校・家庭・地域がよりスムーズな連携が図れるよう積極的な働きかけをしていきたいと思っております。

続きまして、平成24年度フロンティア研究発表についてです。フロンティア研究は、教育委員会から各学校に委託している事業で、本市の研究課題や学校テーマに基づき、教員の指導力向上や協働性の構築、児童生徒の学力向上について研究を行っています。本年度は11校の委託校で研究発表が行われ、昨日までに中学校4校の発表がありました。

公開授業やスーパーバイザーの指導助言とともに、他校からの参観者にとっても直接学ぶ機会となっております。発表校の研究結果が全市の教員や学校に還元されるとともに、事業の趣旨が生かされ、充実した研究及び研究発表になるよう引き続き学校を支援してまいります。

最後に、報道がありました通信簿の事前確認についてです。

通信簿の記載ミスをなくすため、保護者に事前に内容を確認してもらうという方法を取っていた自治体があることが報道されました。報道があった直後に、本市ではそのような事実のないことを確認しておりますが、この報道を受けた時、私は、「いくらミスの防止策とはいえ、考えられない」と率直に思いました。教師の責任放棄であり、学校に対する信頼を損ねる、あってはならない行爲です。

通信簿の記載ミスは、残念ながら本市においても、先月の教育委員会会議でもご報告させていただきましたとおり、誤記載というミスが発生してしまいました。通信簿のミスは本来あってはならないことであり、現在、各学校においてチェック体制を検証しながら、対策を行っているところですが、それでもミスが発生している状況にあります。

再度、学校長会議等様々な機会を捉えて、教師一人ひとりの自覚と再発防止の徹底を図るとともに、あらゆる教育活動において、児童・生徒・保護者の信頼を損なうことのないよう、学校と市教委がしっかりと連携し、業務に取り組んでまいりたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『教育委員会の点検・評価について』

（教育政策担当課長）

それでは、教育委員会の点検・評価について、ご説明させていただきます。

お手元にお配りいたしました「教育委員会点検・評価報告書」（平成 23 年度対象）とあります冊子の 1 ページをお開きください。

表題の「はじめに」の「（１）点検・評価の目的」にありますとおり、教育委員会の点検・評価は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、全国全ての教育委員会での実施が義務付けられているものです。教育委員会が事前に立てた基本方針に沿って具体的な教育行政がどのように執行されたかについて、教育委員会が自らチェックするとともに、地域住民への説明責任を果たすという意味で、市議会への報告、市民への公表が必要とされております。また、点検・評価の実施にあたりましては、客観性を担保するという観点から、学識経験者の知見を活用することとされております。

横須賀市教育委員会におきましては、平成 22 年度に計画期間を平成 23 年度から 33 年度までとする横須賀市教育振興基本計画を策定いたしました。これは、本市全体の施策体系を示した横須賀市基本計画に合わせて計画の改定を行ったものであります。今回の点検・評価報告書につきましても、新たな教育振興基本計画で示した施策体系に基づき行うものとし、昨年度までの報告書とは異なり、内容を新たなものとさせていただいております。

２ページをご覧ください。（２）点検・評価の方法についてですが、点検・評価の具体的な内容や方法につきましても、各教育委員会に委ねられておりますが、本市におきましては、横須賀市教育振興基本計画における重点課題に対応

する主な事業を中心に、「学校教育編」、「社会教育編」、「スポーツ編」の3つに区分された各編の関連事業、目標指標の計画に対する実績をもとに行いました。評価にあたりましては、客観性を確保するために、資料に記載された3人の外部の学識経験者からご意見をいただいております。

本日いただいたご意見などを踏まえ、報告書を確定させた上で、平成24年第4回市議会定例会の教育福祉常任委員会で、市議会へ報告いたします。その後、市民の皆さまへの公表ということで、ホームページ、広報よこすか、行政センターへの配架などで周知を図ってまいります。

それでは、3ページをお開きください。3ページから5ページにかけて、重点課題に対応する主な事業に対する報告書の見方についてご説明させていただいております。重点課題に対応する主な事業ではありますが、横須賀市教育振興基本計画では、「横須賀の子ども像」「目指す子どもの教育の姿」の実現に向けて、解決すべき課題を改めて捉え4つの「重点課題」として位置付けました。その4つの「重点課題」に対応する13の主な事業に関して、重点的に点検・評価を行いました。報告書は事業ごとに作成いたしました。

それでは、実際の事業について、概要を説明させていただきます。

6ページをお開きください。1 学校いきいき事業です。事業の基礎情報は記載のとおりです。事業の概要は、学校と保護者・地域との連携や校種間の連携を一層図ることにより、地域で子どもを育てていく体制を構築することを目指します。3 行動計画ですが、23年度については、全ての項目について計画どおり実施しております。

7ページをご覧ください。4 実施内容及び効果についてですが、学校支援チューターを含めた学校支援ボランティアの活用、小中連携の取り組み、学校評議員の活用に関しての実施内容及び効果について記載しております。5 課題についてですが、地域の教育力を活用する際の時間や調整に関する課題について、6 課題に関する今後の改善策としては教育委員会からの示唆によるアプローチについては難しい面があるとの記載させていただいております。これらの記述に対して、学識経験者から記載のとおりのご意見をいただいております。要約しますと、学校と保護者・地域をつなぐ教育活動の大切さ、また今後の充実した展開への期待、地域の教育力を活用する際の時間や調整に関する課題については、コーディネーターの役割を教員が兼ねることなく保護者・地域住民の中から主体的かつ自律的に誕生するよう努めるとともに、継続性の確保を優先すべきであるというご意見をいただいております。

次に、学識経験者からのご意見に対し、担当課からの今後の方向性については、教職員へ過度の負担にならないよう取り組みが必要、コーディネーターと教職員の打ち合わせ時間の確保も同時に考える必要があるなどの方向性が示さ

れております。

9 ページをお開きください。2 学校支援ボランティア・コーディネーター導入の検討です。事業の基礎情報については記載のとおりです。事業の概要についてですが、地域の人々が社会教育で学んだ成果を学校教育に生かし、学校の教育活動を充実させるための学校支援ボランティアの導入を検討し、学校と地域がより密接な連携をするための橋渡し役となる学校支援コーディネーターの導入を併せて検討します。このことにより学校と地域の活性化を図ります。

3 行動計画についてですが、平成 23 年度については、行動計画を設定しておりませんでした。4 実施内容及び効果についてですが、既に開催している学校図書館ボランティア養成講座の実施状況を参考にして、検討に向けて準備し、関係する教員から現在の学校の状況を聴取し、情報収集をしているなどの現状を記載させていただいております。

10 ページをお開きください。5 課題についてですが、学校支援ボランティア・コーディネーターを導入するにあたり、学校や地域での課題について記載しております。6 課題に対する今後の改善策についてですが、学校と教育委員会事務局との連携の明確化、学校支援ボランティア養成講座の実施の必要性を含めての今後検討していくなどとしております。これらに対する学識経験者の評価としましては、ボランティア導入にあたっての留意点やシステムの整備、学校の負担にならないような配慮が必要など記載のご意見をいただいております。

11 ページをご覧ください。学識経験者からのご意見に対し、担当課からの今後の方向性については、学校のニーズの把握、ボランティアに対する意識啓発などのほか導入に向けての方向性を記載させていただいております。

12 ページをお開きください。3 子ども読書活動推進事業です。事業の基礎情報については記載のとおりです。事業の概要についてですが、全ての子どもが容易に本と出会うことができる環境を整備するため、家庭・地域・学校などにおける読書活動推進のためのブックスタート事業などのほか、様々な事業を実施します。3 行動計画についてですが、平成 23 年度については、平成 24 年度に設置を予定しておりました（仮称）子ども読書活動推進計画見直し検討委員会の下部組織を設置いたしました。

13 ページをご覧ください。4 実施内容及び効果についてですが、子ども読書活動推進計画掲載事業についての実施内容及び効果について、また、（仮称）子ども読書活動推進計画見直し検討委員会の設置に向けた活動内容及び効果について記載いたしました。5 課題についてですが、現在の子ども読書活動推進計画の取り組み期間終了に伴い、新たな計画を策定する必要があり、6 課題に対する今後の改善策として、読書実態調査の内容分析、新たな読書活動推

進計画策定のための検討委員会を設置し検討を行うなどとしています。

14 ページをお開きください。これらについての学識経験者の評価としましては、学校や図書館におけるブックトーク、ストーリーテリングなど一層の整備の必要性、児童図書館と学校、博物館と図書館と学校など、社会教育施設とのネットワークの必要性のほか、記載の評価をいただいております。学識経験者からのご意見に対し、担当課からの今後の方向性については、学校でのブックトーク、ストーリーテリング等、指導技術習得のための教職員対象研修の検討、図書館や社会教育施設と学校との連携をさらに深めるための検討などのほか、記載の方向性を示しております。

15 ページをご覧ください。4 総合型地域スポーツクラブ育成事業です。基礎情報については、記載のとおりです。2 事業概要は、より多くの方が生涯を通してスポーツやレクリエーションを楽しめる地域コミュニティである総合型地域スポーツクラブを育成します。3 行動計画についてですが、平成 23 年度については、全ての項目について計画どおり実施しております。

16 ページをお開きください。4 実施内容及び効果については、横須賀市体育協会による総合型地域スポーツクラブの育成支援、設立にあたっての育成事業の実施内容について、効果については、「よこすか総合型地域スポーツクラブ」の設立により、現在 170 名の会員登録があるなど、地域のスポーツ振興に大きく寄与していることなどを記載しております。5 課題についてですが、今後の新たな団体・クラブを把握できていないことをあげ、6 課題に対する今後の方向性としましては、「よこすか総合型地域スポーツクラブ」が広域的に活動するクラブに成長するようさらに活動支援に力を入れることなどを記載しております。

17 ページをご覧ください。これらについての学識経験者の評価としましては、行動計画ごとにご意見をいただき、全体の評価として、「よこすか総合型スポーツクラブ」の設立による成果や今後の方向性に対するご意見のほか記載のご意見をいただいております。

18 ページをお開きください。学識経験者からのご意見に対し、担当課からの今後の方向性については、行動計画に対するそれぞれの今後の方向性を示し、事業全体としましては、生涯スポーツに重きを置いた総合型地域スポーツクラブの育成に取り組むことで、豊かなスポーツライフの実現に向けていくなどの方向性を記載しております。

19 ページをご覧ください。5 生活習慣向上推進事業です。基礎情報は、記載のとおりです。事業の概要は、児童生徒の保護者に、生活改善に向けてのリーフレットを配布し、児童生徒の望ましい生活習慣の確立を目指します。3 行動計画につきましましては、23 年度計画で実施予定だった子どもの生活状況の分析

については、平成 24 年度実施へ向けた準備を行いました。4 実施内容及び効果については、平成 23 年度実施予定であった子どもの生活状況分析のための調査は、平成 24 年度実施の教育振興計画改訂のためのアンケートと併せて実施することとしたための準備としたことや啓発リーフレットについてなどを記載しております。

20 ページをお開きください。5 課題についてですが、本事業を進めるための調査を行う際の、学校や子どもへの負担の軽減、質問項目の精査の必要性などを記載しております。6 課題に対する今後の改善策については、学校の負担軽減のための調査方法や活用についての方策について、また調査の内容について、学識経験者の助言をもとに定めていくなどの記載をしております。これらにつきまして学識経験者の意見としては、各種アンケート調査の精選、集約化への評価、併せて学校負担軽減についての効果について評価をいただいております。いただいた評価に関しまして、担当課における今後の方向性としましては、教員が子どもと向き合う時間の確保という観点からも重要であり、今後その基本的な考えに立って事業を展開していく旨記載しております。

22 ページをお開きください。6 児童生徒健康・体力向上推進事業です。基礎情報については、記載のとおりです。事業の概要については、児童生徒の健康体力、運動習慣の状況について把握し、調査結果を検証し対策について検討した上で、それぞれの調査結果や相関関係を児童生徒及び保護者に提供します。3 行動計画については、平成 23 年度については、全ての項目について計画どおり実施しております。4 実施内容及び効果ですが、横須賀市児童生徒健康・体力向上推進委員会及び担当部会での検討状況などと本事業における具体的な効果を記載させていただいております。

23 ページをおご覧ください。5 課題についてですが、体力向上や生活習慣改善のための取り組みについて、実践していくにあたっての取り組み方や教育委員会との連携の必要性などの課題を記載しております。6 課題についての今後の改善策としましては、具体化するための取り組みとして、横須賀市児童生徒健康・体力向上推進委員会及び各担当部会での検討また、小学校体育研究会ほか関係団体の協力を得ながら更なる向上に努める旨記載しております。これらに対する学識経験者の意見としては、本事業における成果への期待、また、教育委員会がイニシアティブを取ることによる推進の重要性などのほか、記載のとおり評価をいただいております。評価に対する今後の方向性としましては、横須賀市の体力の向上に向けた取り組みを各校で実践してもらうよう依頼したこと、また、部会からの要望に対する取り組みなどのほか、評価に対する方向性を示しております。

24 ページをお開きください。7 学校評価推進事業です。基礎情報について

はご覧のとおりです。事業の概要については、学校が学校評価を適切に実施し、教育活動や学校運営の充実・改善を図ることができるよう、学校評価の推進に努めます。3 行動計画については、平成23年度については、全ての項目について計画どおり実施しております。4 実施内容及び効果については、アンケートの実施状況、外部アンケート調査の集計業務を業者委託にすることによる効果などを記載しております。

25 ページをご覧ください。5 課題についてですが、各学校における組織的、継続的な取り組みの必要性、設置者としての各学校の教育活動や学校運営の状況を把握し、実態に応じた支援の充実を行うことの必要性を記載しております。6 課題に対する今後の改善策ですが、総括教諭等学校運営推進者連絡会などにおいて、学校評価における学校の事例紹介を行い、また教育委員会において各学校の報告書の共有化を図るなど、多様な支援を行う体制を整えてまいります。これらについての学識経験者の評価といたしましては、客観的情報を得ることの重要性、データ作成を外部専門業者に委託することの重要性などのほか、記載の評価をいただいております。評価に対する担当課による今後の方向性としましては、外部アンケートの分析に対する支援、報告書の共有化などの取り組みについてなど記載しております。

26 ページをお開きください。8 学力向上事業です。基礎情報については、記載のとおりです。事業の概要につきましては、「横須賀市学力向上推進プラン」に基づき、学力向上の取り組みの充実を図ります。3 行動計画につきましては、平成23年度については、全ての項目において計画どおり実施しております。

27 ページをご覧ください。4 実施内容及び効果ですが、横須賀市学力向上推進プランに基づく取り組みの実施内容と、その効果について記載しております。5 課題についてですが、各学校での取り組みの成果と課題が客観的に検証できるようなシステムの必要性、家庭や地域との連携などのほかの課題について記載しております。

28 ページをお開きください。6 課題に対する今後の改善策ですが、「学力向上シンポジウム」の開催による、学校・家庭・地域が一体となった学力向上の取り組みの推進、学力向上のための学校運営のあり方や授業力向上に向けた指導助言の充実などほか記載のとおりです。これらに対する学識経験者の意見としましては、客観的な分析・検証のためのシステムは、量的検討だけではなく、質的検討を併せて行う必要があること、量と質の重層的な検討システムが確立されることを期待するとの評価をいただいております。評価に対する担当課の今後の方向性といたしましては、学習状況調査の結果はあくまでも子どもの学力の一端を捉えるものであることを前提として分析していきたい、また、課題分析にあたっての量的検討と質的検討の両面から検討することについて記載さ

せていただいております。

29 ページをご覧ください。9 小中一貫教育構築事業です。基礎情報については、ご覧のとおりです。事業の概要は、義務教育9年間を見通し、児童生徒の発達の段階や学びの系統性・連続性を重視した教育を行い、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成するために、小中一貫教育の構築を図ります。3 行動計画については、平成23年度は計画どおり実施しております。

30 ページをお開きください。4 実施内容及び効果につきましては、研究委託校による実践研究をもとに小中一貫教育のあり方についての研究を進め、研究成果を指導資料としてまとめ発行をしました。このことにより、共通の意識の高揚、小中一貫教育のあり方の整理ができたなどの他の効果が上がっております。5 課題については、研究委託校の実践研究をもとにした小中一貫のあり方を学校や教職員に理解を図る必要性や得られた課題に対する対応や今後のスケジュールなどをはじめとするその他の課題について記載しております。6 課題に対する今後の改善策としましては、横須賀市の目指す小中一貫のあり方を構築するために、教育委員会内部、研究委託校などからの意見聴取を行いながら、学校現場からの意見も反映していくほか、その他の改善策について記載しております。

31 ページをご覧ください。これらに対する学識経験者の意見としては、これまでの研究委託校における実践研究成果の検討はもとより、作成中の指導資料等がどのように効果的であるかを丁寧に検討することが必要であるとの意見のほか、記載の評価をいただいております。この評価に対する担当課における今後の方向性としましては、小中一貫教育のあり方を検討していく際に、検証の観点を整理し、定性的、定量的に検証していきたいなどのほか、記載の方向性を示しております。

32 ページをお開きください。10 支援教育推進事業です。基礎情報については記載のとおりです。事業の概要としましては、支援や配慮を必要とする幼児・児童生徒の様々なニーズに対応し、日常の教育活動の充実を目指します。3 行動計画につきましては、平成23年度は計画どおり実施しております。4 実施内容及び効果につきましては、横須賀市支援教育推進委員会及び提言作成のためのワーキングチームの実績及びその効果について記載しております。

33 ページをご覧ください。5 課題についてですが、支援教育プランの策定による総合的な支援の必要性、他機関との連携の強化などのほかを記載しております。6 課題に対する今後の改善策ですが、支援教育推進委員会においては、下部組織の設置による専門的な視点におけるプランづくり、学校のニーズに併せて活動していくなどの記載をしております。これらに対する学識経験者の評価としましては、支援教育の必要性が高まる一方で、人的物的支援の充実

の重要性、教職員の特別支援教育に関する知識の重要性などについて意見をいただいております。

34 ページをお開きください。学識経験者の評価に対する担当課の今後の方向性につきましては保護者から学校への要望が多角的専門的になっている中でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの視点を取り入れながら学校支援体制の充実に取り組んでいくなどのほか記載の方向性を示しております。

35 ページをご覧ください。11 不登校対策事業です。基礎情報については、記載のとおりです。事業の概要につきましては、不登校の未然防止、不登校の改善及び児童生徒の居場所づくりを目指し、NPOなどと連携を図った活動を展開します。3 行動計画については、平成23年度については、下から3段目問題行動等未然防止推進協議会が計画どおり開催されませんでした。4 実施内容及び効果につきましては、本事業における行動計画に応じた実施内容が記載されておりますが、一番下の丸印、問題行動等未然防止推進協議会について、平成22年度までは、県の補助による事業でありましたが、平成23年度から県が補助を廃止したために支援教育推進委員会に業務を移管して検討を行ったため、平成23年度実績としては開催していない旨の説明をさせていただきます。

36 ページをお開きください。5 課題についてですが、国、県と比較すると出現率が高い状況にあるので、継続して事業を実施していきながら、事後対応だけでなく未然防止、早期対応の重要性についてさらに強く発信していく必要があるとの課題に対し、6 課題に対する今後の改善策としましては、支援教育推進委員会において検討されている、不登校対策を含めた総合的な支援教育の方向性を事業施策として生かし、未然の防止、出現率の更なる減少につながると記載させていただきます。これらに関しまして、学識経験者の評価といたしましては、各種相談員、スクールソーシャルワーカーの充実が、効果的な結果を生みだしたことは評価できるが、全国的な水準との比較による課題に対し、一層の充実を図るよう意見をいただいております。この評価に対し、担当課の今後の方向性としましては、従来 of 事業を遅滞なく継続させながら、より一層未然防止、早期解決に向けた新たな取り組みを計画実施していくとしております。

37 ページをご覧ください。12 人材育成推進支援です。基礎情報については、記載のとおりです。事業の概要につきましては、各学校の児童生徒の実態に応じた授業づくりなどをテーマとし、要請に応じ訪問研修を行うなど、校内研究の円滑な運営を支援しながら人材育成を行います。3 行動計画につきましては、平成23年度は計画どおり実施しております。4 実施内容及び効果につき

ましては、訪問研修などの実績について記載しております。5 課題については、人的な不足により学校の要請に対応するには限度がある、学校の主体的な取り組み体制や協働体制の構築の必要性などを記載しております。6 課題に対する今後の改善策につきましては、少ない訪問回数で効果が上がるよう、研究推進や校内研修の中心となる教員の育成に力を入れるほか、他課との連携を密にし、効果的な支援ができるようにすると記載しております。

38 ページをお開きください。これらに対する学識経験者の評価としましては、教員自身が「学び続ける存在」であることを求められている中で、OJTの推進が必要であるが有効活用がされていないため、今後は中堅教諭（ミドルリーダー）の養成を進めるとともに指導主事自身の力量形成に関する研修機会の必要性などの意見をいただいております。評価に対する担当課の今後の方向性としてしましては、本市での教職員の研修の実態、ミドルリーダーの養成についてなどについて記載し、今後は、指導主事を対象とした研修を充実し、スキル向上を図り、OJTによる人材育成の一層の推進を図っていくなどの記載をしております。

39 ページをご覧ください。13 子どもと向き合う環境づくりに向けての総合的な支援策の検討です。基礎情報については、記載のとおりです。事業の概要については、子どもに直接関わる指導の時間を確保するために、事務的な業務の効率化を図る手立てを講ずるなど、学校と教育委員会が一体となって取り組むための方策について検討し、教員が子どもと向き合う環境づくりに取り組みます。3 行動計画については、23年度は計画どおりに実施しております。4 実施内容及び効果につきましては、子どもと向き合う環境づくり検討委員会及び4つの分科会の活動実績と効果について記載しております。

40 ページをお開きください。5 課題については、提言により示された方策は、方向性を示すものであり、方策を具現化する必要がある。そのためには、教育委員会がリーダーシップを取りながら、学校と教育委員会が連携して、今後、取り組みを進めていく必要があり、また進行管理の必要性についても記載しております。6 課題に対する今後の改善策につきましては、提言の方策を具現化するための委員会を設置し、校長、教頭、学校の教職員も委員として位置付け、具体策について検討する。また、進行管理の手順等明確になるようにしたことなどを記載しております。これらに対し、学識経験者の評価としましては、今後の取り組みに期待するとともに、学校間での定期的な具体的改善事例の報告・交流の機会を設定する必要性、研修や出張の削減については、慎重に検討し、本来の目的から後退しないようにするべきなどについてのほか、記載の意見をいただいております。この評価に対し、担当課における今後の方向性については、各委員会における具体的方策が実行性の高いものになるよ

う運営し、検討結果が学校において生かされるようにしていくことと研修については、単に量的な削減ではないとの記載をしております。

以上で、重点課題に対応する主な事業についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、目標・施策に基づく関連事業について、

41 ページ 記載例、

43 ページから 学校教育編、

71 ページから 社会教育編、

92 ページから スポーツ編 を記載しております。

続きまして、目標指標について

107 ページ 記載例、

109 ページから 学校教育編、

115 ページから 社会教育編、

121 ページから スポーツ編 を記載しております。

なお、巻末には関連事業、目標指標に使用している用語についての解説を記載させていただいております。

以上で、報告書の内容についてのご説明は終了いたします。

(森武委員)

この点検評価報告書の基本的なところをお伺いしたいのですが、昨年から計画が変わり、それに伴い、この評価報告書もかなり体裁が変わったと思います。まず、点検というと、自己点検、自己評価と外部評価というのがあると思うんですが、これは両方合わさったような形になっていると思います。位置付けとして、どのように考えられ、点検評価をされているのでしょうか。

(教育政策担当課長)

地方教育行政の法律の中で点検評価を行うことは位置付けられていて、さらに外部の評価委員から客観的な評価をいただくことも位置付けられています。まず私どもといたしまして、外部の評価委員に評価を行っていただく前に、森武委員がおっしゃられたような自己評価を各担当課で行っております。実績と効果、それから課題、課題に対する改善策までを、私どものほうでまず行った上で、それを学識経験者に見ていただき、実施状況だけではなく、その課題や課題に対する今後の改善策についての私どもの考え方も含めた中で学識経験者から評価をいただき、またそれをフィードバックしていただいた上で、私どもとして学識経験者の評価に対する方向性をさらに記載していく、そういう3段階の方式で行いました。

(森武委員)

それに関連することなのですが、まず自己点検、自己評価をしてから、外部の学識経験者から評価をいただいたというお話ですが、2ページ 方法の中に、ご意見をいただいた学識経験者3名の先生方のお名前が載っています。これはこの報告書全ての部分が、この3名のご意見ということでよろしいでしょうか。

(教育政策担当課長)

小林宏巳先生につきましては、学校教育編とそれから全体の評価をいただきました。蛭田道春先生につきましては社会教育編、渡部隼二先生につきましてはスポーツ編のみの評価をいただいております。

(森武委員)

それぞれがほぼ1名にご意見をいただいたということですね。せっかく自己点検、自己評価をした後に、外部の評価を入れられていますが、各分野において1名の部分が多いと思います。1名でいいのでしょうか。先生方はふだんからお世話になって詳しくこの事業がわかっておられるところと、この報告書で初めて出会ったところがあると思うのですが、そのあたり、まず人数は1人でいいのかということと、外部の評価をいただくところのやり方というのはこれでいいのか、あるいはこれから何か改善することがあるのか、教えていただければと思います。

(教育政策担当課長)

この教育振興基本計画を策定するにあたりまして、学校教育編、社会教育編、スポーツ編を、審議会等に諮問をして答申をいただいたものをもってつくっています。各々の審議会等に関わっている先生方に各々の専門分野についての評価をいただいたということと、それから小林先生につきましては、策定委員会全体の委員長も務めておられましたので、計画全体について把握していただいているということから、全体の評価をいただいております。

ただ、社会教育編、スポーツ編の先生につきましては、全体の策定委員会の状況等も入っていない、所属していないということもあって、十分に把握をされていないということから、各々の専門分野についてのみの評価としていただきました。この3名だけでいいかということにつきましては、今回が初めてでございますので、来年度以降、今年の評価が十分だったかどうか、来年評価をする際にはさらに充実しないといけないと思います。

(齋藤委員)

まず、当たり前ですが、評価というのは、全体の計画をよりよく進めていくために評価をするのが当然なのですが、この報告書の、例えば1番の重点課題に対応する主な事業というところの評価の書き方を見せていただくと、3番と4番が、行動計画とそれから実施内容及び効果というところが、もう少し別の書き方があってもいいと思いました。例えば3番は実施したとか開催したとか、非常に簡潔にそれだけ書いてあり、具体的な内容が4番に書いてありますが、ちょっと物足りないように思いました。年度ごとの推移などが十分にわからないのではないのでしょうか。例えば、前の年との流れからいくとどうなのか、さらにそれが次年度に向けてどのような位置にあるのか、年度ごとの動きのようなものをどこかに入れていただければよかったですと思いました。

例えば、不登校の問題などですと、このやり方でいいのだろうかということを考える時に、単に何回開催したとかということだけではなくて、年度ごとに効果がどう出ているのかというのが、よりかみ合っただけでわかっただけで、次年度以降に生かせると思いました。大変限られたスペースで難しいと思いますが、3番と4番の動きが、もう少しわかるようにしていただければよかったですと思いました。その辺はやはり難しいのでしょうか。

(教育政策担当課長)

今回、教育振興基本計画自体のボリュームが前回に比べてかなり増えました。重点事業もさることながら、後ろの各編の事業がかなりの計画数になっているということから、全ての計画について数値的な流れを書くことが非常に難しくなっています。まず、後ろの各事業の書き方として、行動計画の記載を、ちょっと不十分な実施、実施、開催などというような記載にさせていただいたというのが実態でございます。ただ、重点事業につきましては、後ろの書き方と同じでいいかということについては、事務局としてはそうは思っていないということで、4、5、6ということで記載をさせていただいておりますので、この行動計画につきましても、後ろと同じ書き方でいいかどうかについては課題があると思っておりますし、おっしゃるとおりだと思います。次年度以降、少し工夫をさせていただきたいと思っております。

また、併せまして、目標指標が後ろのほうにございます。例えば、不登校児童生徒の学校改善率など、111ページにあります。こういった重要な施策に関する指標については、目標指標を持って、これに対する実績や到達度について記載をしております。ただ、これについても、今おっしゃられたような年度ごとの推移は十分わかっているかということ、そうではないものもございまして、ここについても併せまして、工夫をしてまいりたいと考えております。ありがと

うございます。

(齋藤委員)

大変難しいと思いますが、ご検討ください。それから今、目標指標が出ましたので、併せて伺いたいのですが、例えば、平成25年度の目標に対してもう既に100%を超える到達度が今年出ているものがあります。その目標値は変えるのでしょうか。それともこの目標値でいくのでしょうか。その辺の見極めのお考えをお聞かせください。

(教育政策担当課長)

教育振興基本計画自体が、11年の計画のうち、11年間全く動かさないということではなく、具体的には来年度見直しをする予定です。見直しまでの間についてはこのままの指標で、100%を超えているというのはご指摘のとおりですが、この指標のとおりでいかせていただきたいと思っています。新計画の見直しをする際には、指標についても併せてきちんと見直しを図ってまいりたいと思っております。

(森武委員)

数値目標、例えば109ページに、基準値を載せていますが、1番ですと96%、平成21年度の値ということで書かれています。111ページになると、基準値が平成19年度から21年度の平均ということで、基準値を設定されている場合があります。以前の推移を見ながら基準をまず設定して、それに対して、例えば1.05になっているものもあれば、最高値をそのまま目標値に設定しているもの、あるいは平均値をそのままにしているものなどあります。簡単でいいので、その理由をどこかに書かれているとわかりやすいと思います。それぞれ理由があると思うのですが、それがこれだけを見てしまうと全く見えてきません。

読み方のところ、107ページで、「基準値は、各課の判断により設定しています」という書き方をしてしまうと、そもそも目標値の妥当性というところが、悪い言い方をすれば、各課の判断になってしまうと見られてしまいます。せっかくこれだけの評価をされている報告書をつくられているのに、評価が下がってしまうかもしれないので、紙面が狭いというのはわかりますが、目標を設定した理由、あるいは基準値を設定した理由がわかればいいと思います。何か改善される可能性というのはあるのでしょうか。

(教育政策担当課長)

おっしゃるとおりで、基準値を設定することについての大きな課題と認識し

ております。恣意的に目標が達成しやすいように、基準値を設定したというように見られてしまわないようにしなければいけないという、そういうつもりでやっていないものですから、きちんと説明しなければいけないということは、おっしゃるとおりだと思います。紙面につきましては、全体のボリュームを決めておりませんので、説明する必要がある文言についてはきちんと記載するように、来年度はしてまいりたいと思います。

(永妻委員)

少し関連して、事務局を総括している立場で、改めて委員のご指摘それぞれいただいた中で、やはり 107 ページの記載がちょっと不適切かなと思いました。今、森武委員がおっしゃったような、目標値の設定の仕方が各課の判断というのは、これは計画としてもオーソライズされて、教育委員会として決定したものですので、各課の判断というのはちょっとまずいと思います。ここはすみません、そこまで全部チェックし切れなかったというところがございますが、ここはやはり記載内容を変えなければいけないと思っています。

それから、齋藤委員からご指摘いただいたように、やはり行動計画と事業内容及び効果、重点事業につきましては、やはり推移も含め、そしてこれが実施、実施、あるいは開催ではわかりづらいというか、把握が難しいと思いますので、改善をさせていただかなければいけないと思っており、ご指摘のとおりだと思います。

(齋藤委員)

文言が、外部の方がお読みになるには、ちょっとわかりにくいところがあると思いました。2点あるのですが、10 ページ5番 課題、4つ目の丸の「本課題は学校及び教育委員会事務局の協力なしに生涯学習課だけでは実現しえない」云々と書いてあるのですが、外部の方が見た時に、生涯学習課と教育委員会事務局というのはどういう関係なのだろうと、わからないのではないのでしょうか。その文言を少しお考えになったほうがいいかのではないのでしょうか。

(生涯学習課長)

齋藤委員のご指摘のように、その表現のところですが、生涯学習課も教育委員会事務局でありまして、この表現は不適切と考えます。学校教育部門と生涯学習課という形の表現に変えていきたいと思っています。ありがとうございました。

(齋藤委員)

24 ページ 4 番 実施内容の「効果」というところの一番初めの丸ですが、『外部アンケート』調査の集計業務を業者委託することにより、学校評価を客観的に、また妥当性をもって分析することができる」と書いてあります。もちろん外部委託するのは結構なのですが、この文言ですと、業者委託しないと学校評価が主観的になってしまうように感じます。外部委託をすると客観的評価ができ、外部委託しないとどうなのかというふうには受け取られかねないと思うのですが、いかがでしょうか。

(教育政策担当課長)

各学校で自主的に評価をすると、各学校によって評価の手法ややり方が違うということで、各学校間の評価も含めまして、評価結果がばらばらになってしまうことがないという趣旨でこのような記載をさせていただきました。

(齋藤委員)

つまり、学校を超えての基準を統一化した評価ができるということですよ。

(教育政策担当課長)

ある程度統一した評価ができるということです。おっしゃるとおり、委託をすればよくて、自分たちでやるとちゃんとできないのかということになってしまいましたが、そういうことではございません。表現については訂正をさせていただきます。ありがとうございます。

(森武委員)

細かいことで申しわけないのですが、2章 目標・施策に基づく関連事業の評価のところ、41 ページにあるように、計画と実績が異なる場合は枠外に理由を簡単に書かれているので、見ている者としては非常にわかりやすいです。しかし、重点施策のほうは、逆に1章のほうは、「実施内容及び効果」という項目があるので、そこの中に、もし計画と実績が違う場合はその中に理由が書かれていると思います。どちらかというと、後ろ側の表のすぐ下にあったほうがそこはわかって、その上でどういう実績があったかということになるので、もしもう一度検討いただいて、統一されたほうがいいのであれば統一してください。今年に限らなくて、来年以降の課題でもいいのですけれども、ご検討いただければと思います。

(教育政策担当課長)

そのようにさせていただきます。

(森武委員)

10 ページ ボランティア 5 番の課題ですが、丸の下から 3 つ目のところで、学校からの意見なので、そのとおり課題として書かれたと思います。「学校図書館ボランティアの検討の中で学校側から、ボランティアの対応に苦慮しており」という表現があるのですが、恐らくこれはボランティアさんの役割分担とか、あるいはボランティアをどのように活用していくかということで苦慮していると思うのですが、せっかくやっつけているボランティアの方に対して非常に失礼なようにも見えるところがあります。もう少し真意がわかるように、真意は違うと思うので、誤解を与えないように直していただければと思います。

(生涯学習課長)

森武委員がおっしゃるように、ここの趣旨は、学校が求めるボランティアにやってもらいたいこと、ボランティアがやりたいことが、お互いにマッチしない部分もあるという意味です。そういった表現に変えていきたいと思います。ありがとうございました。

(森武委員)

2 節 意見に対する方向性というのがそれぞれ書かれていますが、これは 1 つの報告書ですので、恐らく各課によってそれぞれ意見に対する方向性を書かれていると思います。努めていくとか、進めていくという報告書的なことを書かれているところと、努めてまいりますとか、進めていきたいと思いたいところがあって、これはそれぞれの課が多分、ページごとばらばらに出てきます。ページごとに文体が違っているようなところがあるので、そこは最後のところで少しどちらにするかを決定されると統一感のある報告書になると思います。ご検討いただければと思います。

(教育政策担当課長)

事務局で、寄せ集め、そのまま編纂してしまっているような状況でございます。統一をするように至急修正させていただきます。申し訳ございません。

(齋藤委員)

7 ページ 6 番「課題に対する今後の改善策」というところで、「アプローチとして教育委員会からの示唆は難しいと考える」と書いてありまして、現実には難しいと思うのですが、これでは改善策の表現としてはまずいのではないかと

思います。もうできませんと、断言してしまっているようなので、表現はお考えいただいたほうができればよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

(教育指導課長)

上の課題部分から考えた時に、なかなか地域の方とのその思いの違いや、期待される部分が違うというところの部分を書かせていただきました。学校から説明を上手にさせていただくとか、あるいはいい形のを提示していくとか、事例として提示していくとか、何かそういうような形で、教育委員会から地域の方にも学校にも伝わるような形をつくっていくというような、文章を後半につけていきます。

(齋藤委員)

そうですね。実態はおっしゃるとおり、本当に難しいと思うのですが、改善策の行なので、そのようにしていただいたほうが良いと思います。

(三塚委員長)

まず、小中一貫教育の構築事業の 29 ページから 31 ページにわたる部分なのですが、やはりこれからの横須賀の教育を考えた時に、小中一貫というのは非常に、いろいろな意味で、子どもたちを育てていく上では非常に大事な事業になってくると思います。今までは横須賀の教育の特色は、小中連携ということで進めてきた経緯があるかと思っています。現在もその視点で、学校では、いろいろな形で小中連携をやっておられると思います。

また、研究指定をされて小中一貫を推進しているブロックも 4 つほどありますが、それらも踏まえて、小中一貫教育となれば、さらにステップアップせざるを得ないような状況が学校にあるかと思っています。従来の小中連携を大事にししながら、さらに充実発展を目指していくというようなステップアップの部分があるのではないかと思います。そして、5 番の課題に、全小中学校で導入するのか、あるいはそのスケジュールも明確に打ち出す必要があるというふうに、課題として挙げられています。いろんな課題はあるかと思いますが、丁寧な手順とか取り組みを提案しながら、全市的に導入できるような方向を考えていかざるを得ないと思います。全市的に導入していくという時期的なものというのは、計画の中ではいつごろを目指しているものかをちょっとお聞きしたいです。

(教育政策担当課長)

教育政策担当としては、できれば全小中学校で導入をしていきたいと思っています。教育という観点ではぜひやっていきたいということです。ただ一方で、

通学区域、学区の問題でありますとか、あるいは学校選択制との絡みなどもあり、物理的になかなか小中一貫の連携が取りづらい状況があるのも事実でございます。そういったこととセットで検討していかないと、現場の先生方に非常に負担をかけるおそれもあります。本年度から来年度にかけては3年計画で研究委託を4ブロック10校にさせていただいておりますので、私どもとしては、小中をつなぐ学びの指導資料をきちんと作り、各学校の先生方に小中一貫教育の重要性というところについての認識をしていただくことを当面進めていきたいと思っております。

導入についての明確なスケジュールにつきましては、ここに記載してあるように、課題という認識でございます。正直、何年度目途ということは、まだ、先ほど申し上げたように、十分に詰めていないというのが現状でございます。

(三塚委員長)

32、33 ページ支援教育推進事業 課題の上から3つ目の丸のところ、介助員の記載なのですが、「学校や保護者からの要望が強く、十分にこたえ切れていない課題がある」というふうに記載されていますが、私の認識だと、介助員については時間数や人数など、かなり充実させてきた経過があると思います。なおかつ、まだ課題があるということですが、その具体的な課題とはどういう課題をここでは示しているのか、お聞きしたいです。

(支援教育課長)

年々、通常級における軽度発達障害をお持ちのお子さんが増えている状況の中で、学校や保護者のほうから落ちついた学校生活をという要望があります。その対応としての介助員をつけてもらいたいという要望があるということです。通常級にいるそうしたお子さんがだんだん増えているというのが大きな課題だということです。

(三塚委員長)

具体的にその課題を明記していただいたほうがわかりやすいですね。これを読んでいて、介助員の時間数を増やしてくださいということにしか目がいかないのですが、実際にはそのような一人一人のニーズに合った教育を推進する上で、課題があるのだということであれば、より具体的に明記していただいたほうがわかりやすいと思いました。

(支援教育課長)

より具体的な表記で課題をあらわしていきたいと思えます。

(三塚委員長)

37 ページからの人材育成推進支援ですが、学校現場では、先生方の人材育成というのは大きな課題であり、いろいろな研修等に取り組んでいます。学校内で若い先生方を含め、人材が育っていくことが大事だということで、先生方もそういう意識で、いろいろな取り組みが学校でされていると思います。教育委員会からいろんなアプローチもあり、いろんな支援状況がこの中では評価として出てきているのですが、課題を解決する上で、ぜひここに書かれている部分を、もっと学校のニーズに沿うような形で支援していただければ大変ありがたいというふうに思います。

非常に視点としてはすごくよかったと思ったのは、38 ページ 学識経験者の評価に対する今後の方向性 3つ目の丸のところで、「初任者研修及び各経験者研修で教職員課指導主事による教育公務員としての自覚を高める研修を行うとともに」ということが書いてあります。なぜここを取り上げたかと言うと、人材育成という中で、非常に残念な教職員の不祥事というのが毎年のように出てきています。やはりそれを未然に防いであげたいというのも、人材育成の柱にもなってくるのではないかと思います。

各学校の校長先生方は、いろんな事案があるたびに、先生たちに新聞記事を切り抜くなど、必ず啓発的なことをやられています。そのような努力されている姿もありますし、またその機関会議の中でも、教育委員会からもそういった話をされていく中で、未然防止策はとれるとは思いますが。教職員課でその研修をするということにおいて、先生たちに実際に研修を行った反応として、どのように教職員課で捉えているかをお聞きしたいです。

(教職員課長)

今まで年次研修等の折に、このことについて指導する機会はございましたが、教職員課で回数多く現場に入ることが少なかったです。初任者研修や各経験者研修において、規律等について最初に話をすることは効果があるという、校長先生方から感想としてはいただいております。

(三塚委員長)

やはり公務員として仕事をするというその自覚が消えてしまうような状況があるのかなというふうに思います。教育公務員というよりも、地方公務員という部分の認識が非常に弱いです。しかし、自分たちが不祥事を起こした時には、全て地方公務員法によっていろいろと処分なども決まってくるわけですね。そういう部分において、もう少しその辺の自覚を促していくようにぜひお願い

したいと思います。

(教職員課長)

社会人としてというような部分の課題を持っている方も、残念ながら中にはまだいらっしゃるので、これからこのように研修していきたいと思います。

(三塚委員長)

39 ページから 40 ページにかけて、「子どもと向き合う環境づくりに向けての総合的な支援策の検討」ということで、ぜひこれは方針、あるいは先生方を支援する意味で、ぜひとも施策の部分は取り組んでいただきたいと思います。

やはり先生方の仕事というのは非常に多忙化している、あるいは多忙化で悩んでいるという状況は、学校に伺うと非常に大きいです。遅い時間まで仕事をされているという現状があります。

そんな中で、私はいつも思うのですが、新規採用の採用試験の要項に、1 週間の勤務時間が示されています。1 週間の勤務時間は 38 時間 45 分と書いてあります。実際に 1 週間 38 時間 45 分でどれだけの仕事ができるのでしょうか。月曜日から金曜日までの状況を見ても、職員会議があり、学年会議があり、ほとんど勤務時間の中では、子どもたちと授業をしたり、あるいは会議をしたりという、ほとんど勤務時間は終わってしまいます。そうすると、教材研究や学級事務や成績処理などというのは、恐らくは勤務時間外に想定される仕事内容になってくるのではないかと思います。

勤務時間ではこれしかできず、それ以外でこれだけの仕事を先生たちは今やられているということを見ていただくか、調べていただいて、子どもと向き合う環境づくり、特に向き合う時間をつくれないということが課題だと思います。その辺も含めて、ぜひ丁寧に進めていただければと思います。

(教育政策担当課長)

今、校内マネジメントモデル推進委員会と事務業務改善推進委員会、2 つの委員会で現場の方に来ていただいて、事務の実態あるいは業務の実態等についていろいろと検証し、改善策を練っていただいています。1 週間のうちでどういう時間構成になっているかという時間の概念までは、まだ今年度、分析ができていない状況がございます。今年度中にできるか難しい部分もありますが、実施に向けて検証してまいりたいと思います。

(永妻委員)

それぞれの委員からご指摘いただいてありがとうございました。報告書につ

きましては、細かいご指摘までいただき、本当に恐縮しております。

改善できる点、そしてまた記載内容の修正等は、いただいたご意見をきちんと反映させてまいりたいと思っております。横須賀市の新しくできました教育振興基本計画の初年度ということもありまして、まだ十分な対応ができない部分がございますが、今年度後半、そして来年度の事業実施に向けては、いただいたご意見を踏まえてきちんと対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

報告事項（２）『損害賠償専決処分について』

（教職員課長）

それでは、報告事項（２）「損害賠償専決処分について」をご説明いたします。

これは、市内小学校において、職員による除草作業中に起きた自動車破損事故について損害賠償を行ったというものでございます。

事案の概要ですが、平成24年7月18日午前10時ごろ、荻野小学校において教育委員会事務局教育総務部の職員であります学校用務員が草刈り作業をしていたところ、草刈り機が小石をはね、駐車中の同校教諭が所持する軽自動車の一部を破損したことについて、地方自治法第180条第1項及び市長の専決事項に関する条例の規定により、市長が専決処分を行い、損害賠償を行ったもので、損害額は4万5,000円であります。草刈り機の使用につきましては、十分周辺に配慮して作業を行うよう注意喚起してまいりましたが、今後は小石等の飛散による事故につきましてもさらに配慮するよう指導するなど、再発防止に努めてまいります。なお、地方自治法第180条第2項の規定により、次回市議会定例会に報告することを併せて報告させていただきます。

以上でございます。

（三浦委員）

石と車は何メートルぐらい離れているのですか。どのくらい飛ぶのですか。

（教職員課長）

学校で実測したところ、7、8メートルの距離と聞いています。

（三浦委員）

約10メートル程度は今後もあり得ることですよね。何か対策を立てたのでしょうか。

(教職員課長)

各学校に安全作業の手引きを配布しております。その安全対策の中で、具体的に、これは人に対してという部分が大きいかもしれませんが、6メートル以上は離れるという記載があります。何メートルが最適かということはないかもしれませんが、安全の手引きではそのように記載し、配布しています。

今まで過去にこれほど石をはねたという事例はなかったのも事実でございます。もちろん、除草するところに石等がないことを事前に確認するというのも、安全確認の中では文言ではうたってはおります。今回予想以上にそういうことが起こってしまったというところはあります。

(三浦委員)

再発防止という観点からですが、石を確認するというのは、草が深いと確認も大変だと思います。現場の方はどのようにおっしゃっておられるのですか。現場の方は、そういう確認作業や、何かいい工夫など、何かアイデアなどをお話しされていましてでしょうか。

(教職員課長)

特に具体的にこのように確認しておりますということは伺っておりません。目視によって確認をしていると聞いています。

(三浦委員)

もう一度、再発防止という観点で、何か現場の方の多分アイデアが、お一人ではなくて、何かアイデアが出てくるかもしれませんので伺ってください。

小さな、そこまでいかないけれども、そこまで飛んでいったとか、そういう話が事前に積み重なっていれば、再発防止に役に立つと思いますので、ぜひそういう小さな情報を収集して、再発防止に結びつけていくようなことを考えていただけたらと思います。

(教職員課長)

石等の確認の仕方、それから距離についても、改めまして、実際に学校現場の方からお話を伺うなりして、再検討をさせていただきたいと思います。

報告事項(3)『通学路の安全点検等について』

(学校保健課長)

それでは、報告事項(3)「通学路の安全点検等について」ご説明いたします。

まず、「1 概要」についてです。本年4月、京都府亀岡市で発生した登校中の児童等の列に車が突っ込むという事故が発生しましたが、同様に、千葉県館山市や愛知県岡崎市などでも、児童等が交通事故に巻き込まれ、多数の死傷者が出るといった傷ましい事故が続きました。

こういった通学路の安全を脅かす重大な交通事故が連続して発生したことを憂慮し、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全を早期に確保するため、全国的に緊急合同点検を実施することとなりました。

本市におきましても、小学校と教育委員会、道路管理者である市土木部、県土木事務所、国道事務所、そして交通管理者である市内の3警察署が連携を図り、通学路における安全点検を実施いたしました。

次に「2 安全点検等の経過」についてですが、資料にお示しましたとおり、市立小学校47校の通学路の危険か所として159か所を抽出したのち、6月から8月にかけて国、県、警察及び市関係者による「通学路合同会議」を6回開催し、現地の確認も延7日間、合計50か所の点検を行いました。

「3 安全点検の実施内容」についてですが、教育委員会が取りまとめた危険か所をベースに、道路管理者と交通管理者がそれぞれ把握しているか所を加え、関係者で情報共有するとともに、その対応策について検討を行いました。

その結果、「4 実施結果」に記載のとおり、合同点検を実施した273か所のうち、なんらかの交通安全対策ができるものが198か所で、そのほとんどは道路管理者が行うものとなっております。

最後に、「5 今後の予定」ですが、今回の点検か所について、学校や保護者、地域住民、関係機関と連携を図りながら、通学路の安全対策を図ってまいります。

以上で、「通学路の安全点検等について」の説明を終わらせていただきます。

(齋藤委員)

4番の交通安全対策箇所ができる198カ所、その対策はいつごろまでにどのような時期的な目安はあるのでしょうか。

(学校保健課長)

既にもう今年度、計画的に道路改修など行っている、例えば、道路の横にグリーンの舗装をするような部分や、警察で行っている速度規制の関係のものは既に今年度から動いております。これは予算を伴うものもございしますが、来年度以降も計画的にこのあたりを中心にやっていくということで、全ての箇所ができるわけではないのですが、現時点では3年以内ぐらいまでに、やっていき

たいというふうに考えております。

(齋藤委員)

安全対策ができない場所はどのようにするご予定でしょうか。

(学校保健課長)

物理的にも、例えば歩道を設置するような道路幅がないですとか、それから、現在交互通行になっていて、道幅が狭く、一方通行の措置をしないといけないとか、そういった長期にわたる箇所につきましては、地域の方や保護者の方による通学時の子どもたちの見守りということで、現在も対応していますが、しばらくはその状態が続くと思っております。

(三塚委員長)

危険箇所を抽出されたということですが、どのような基準で調査されたかわかりません。危険が伴う、要するにどういう状況が一番危険を伴っている状況なのかという具体的な面はすぐわかるのでしょうか。

(学校保健課長)

学校ごとに、それぞれ1カ所ごとの状況というのは違うのですが、やはり横須賀という地形上の部分が大きく影響すると思います。基本的にはやはり道が狭い、そして歩道が確保されていない、または、歩道と車道とを区別する柵が設置できていない、そういったところが大部分、危険箇所として学校からは上がってきた部分でございます。

(三塚委員長)

例えば、学校から上がってきて、学校でもその対策はされていると思うのですね。PTAや地域の方など、いろいろ、ここはこうしてほしい、ああしてほしいという部分があると思うのですが、その辺の集約と今回のこの調査との整合性みたいなものとか、何か優先的にこれをやるよというようなものはあるのでしょうか。

(学校保健課長)

現在、この点検を行った結果を今月末ぐらいまでに、それぞれ文部科学省、国土交通省、警察庁に報告を上げていきます。その対策の整理を、土木部が全部、警察とあわせてやっていただいております。そこが全部まとまった段階で、中身のきちっと入ったものを学校へも情報提供していくと考えております。現

状、各学校ではいわゆる危険マップのような形で、毎年PTAの校外委員の方を中心に、自分の通学区域内の部分を確認していただき、そこと一緒に照らし合わせながら、今は人が配置しているのですが、今後そこはちゃんと歩道と分かれて柵ができるとか、新たに横断歩道が設置され、信号ができるとか、そういうことは学校に伝えてまいりますので、そこでまた学校で実際にできない場所の対応というのは考えていかなければならないと思っております。

報告事項（４）『児童手当からの学校給食費等の徴収について』

（学校保健課長）

それでは、報告事項（４）「児童手当からの学校給食費等の徴収について」ご説明いたします。

まず、「１ 概要」についてです。児童手当法第 22 条の 3 の規定により、児童手当の受給資格者から申し出があった場合には、児童手当を支給する際に、学校給食費等の費用を徴収し、その支払いに充てることができるとされていますので、学校給食費等の未納対策として、徴収することといたします。なお、下段に参考として条文を記載していますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に「２ 徴収対象とする経費」ですが、学校給食費の他、学用品費、それから修学旅行費などの小・中学校の学校教育に伴って必要となる費用のうち、未納となっているものを徴収の対象といたします。

「３ 対象者」についてです。これは児童手当支給日の前月 10 日までに申出書の提出があった者を対象といたします。具体的には、学校給食費等の未納者に対し、学校保健課または学校から、申出書の提出を依頼しており、申出書の提出がされた受給者に支給される児童手当から学校給食費等の徴収を行うこととなります。なお、市外在住者や公務員などは、横須賀市から児童手当が支給されていないため、徴収することができません。

最後に、「４ 開始時期」についてですが、平成 25 年 2 月支給期から徴収を開始する予定としています。

以上で、「児童手当からの学校給食費等の徴収について」の報告を終わります。

（森武委員）

この仕組みについて、未納がある児童手当の受給資格者のうち、申出書の提出があった者を対象とするということですが、実際にこれから運用される際、その申出書の提出がスムーズに行われるのか、あるいはその申出書の提出をどなたが要請するのか、教えてください。

(学校保健課長)

まず、現状で学校と情報共有をしつつ、特に給食費については督促というのを通常年3回出していますが、そういった対象者のうち、督促をしても、またはお連絡をとってもなかなか連絡がとれない方については、学校保健課から直接、この申出書についての説明書と併せてお送りをしております。学校から連絡がとれて、直接督促のお話ができる方については、保護者の方とお話をさせていただく中で、学校からお渡しいただくというものもごございます。学校と連絡しながら、どちらで送るのかということ役割分担していくということです。

(森武委員)

今後の対応について、例えば、学校と直接連絡が取りにくく、学校保健課から郵送しているようなケースについて、これは申出書の提出は向こうからされるということだと思いますが、提出されない場合について、どのように処置されるか、予定があればお聞かせください。

(学校保健課長)

提出されない場合につきましては、現状と同じなのですが、根気強く学校と連携して、ほぼ学校に全てお任せという状況も多いのですが、教育委員会、学校保健課といたしましてもそれをサポートし、一緒に教育委員会学校保健課からの連絡ということで、お声がけをし続けるしかない、現状では考えております。

(齋藤委員)

他の市町村などでは、かなり行われていることなのでしょうか。

(学校保健課長)

現在の最新の状況を照会中ですが、今年度は6月に神奈川県が県内の市町村に対して調査をした結果がごございます。6月の時点ですと、県内33市町村あるうち、2市2町が仕組みをつくっております。その当時、検討するということが回答があったのが12市町、実施予定は全くないと答えたのが16市町村になっています。

(森武委員)

資料(参考)児童手当法と表題に記載されていますが、給食費「等」の部分というのは、具体的には横須賀市では何を含まれるとか、何か計画があれば教え

てください。

(学校保健課長)

これは、厚生労働省からも詳細にわたっての表現が出ているのですが、いわゆる教材費、修学旅行費、それから卒業アルバムなどの教育課程の中でつくった文集的なものについては徴収可能とか、かなり細かいQ&Aで一つ一つが列記されておりますので、そういったものについてと考えております。

(永妻委員)

補足の説明として、学校保健課長から、対象者は大体どのぐらいを想定しているのか、今つかんでいる状況で結構ですので、ご説明を補足でお願いしたいと思います。

(学校保健課長)

2月に徴収する方について、今月いっぱいまで申出書の期限設けてお手紙をお送りしているところです。現時点では、十数名の方から申し出をいただいております。2月に徴収する方については全体としては、プラスもう10名程度というふうに予測しているところです。

報告事項(5)『市立ろう学校の全国大会の結果について』

報告事項(6)『横須賀市中学校駅伝競走大会の結果について』

(スポーツ課長)

本日はスポーツ課から2件の報告をさせていただきます。

初めに市立ろう学校全国大会結果報告についてであります。

10月5日から7日まで大阪市で行われました全国聾学校陸上競技大会に、ろう学校から資料に記載の2人が出場いたしました。結果については、資料にお示ししてあるとおり、鈴木雅也さんが一部男子200mにおいて見事優勝され、一部100mにおいても第3位に入賞されました。佐藤麻梨乃さんは、一部女子100mで第4位、一部女子やり投げで第8位に入賞されました。佐藤麻梨乃さんにおかれては、10月13日から15日にかけて岐阜市にて開催されました全国障害者スポーツ大会にも出場され、一部女子100m、一部女子砲丸投げの2種目で第3位に入賞されました。

市立ろう学校の陸上競技部は、日頃から熱心に活動しており、この夏に開催された世界ろう者陸上競技選手権大会に引き続き、大変素晴らしい快挙を成し遂げられました。

市立ろう学校の全国大会結果報告については、以上でございます。

続いて、報告事項（6）、横須賀市中学校駅伝競走大会の報告をさせていただきます。

横須賀市中学校駅伝競走大会は、横須賀市中学校総合体育大会の締めくくりの大会として開催しており、今回で男子は63回目、女子は29回目となります。また、県立観音崎公園内コースから国道16号線馬堀海岸区間コースに移してから、今年で5年目になります。

大会は予定どおり10月20日（土）に、市内の全公立中学校23校に横須賀学院中学校を加えまして、男女各24校の参加で行いました。

初めに女子の部を、次に男子の部を行いました。407人の選手をはじめ約5,500人の来会者が沿道を埋め尽くし、各学校名を書いたのぼり旗も多数並んで大変な盛り上がりの中、浦賀警察署や地元町内会等のご協力をいただきながら大会を開催することができました。

結果につきましては、6位までに入賞した学校を記載しておりますが、ご覧のとおりでございます。また、男女各上位3校については、11月10日（土）に横浜八景島海の公園周回コースで開催されました神奈川県中学校駅伝競走大会にも出場しております。県大会の結果は、資料の中ほどに記載をしておりますので、併せてご覧ください。

スポーツ課からの報告は以上でございます。

（質問なし）

報告事項（7）『第2次横須賀市子ども読書活動推進計画（素案）について』

（中央図書館長）

報告事項（7）第2次横須賀市子ども読書活動推進計画（素案）について、お手元の資料「第2次横須賀市子ども読書活動推進計画～第2次愛読プラン～〈素案〉」により、8月の定例会でお示しいたしました骨子案からの修正点や、追加箇所を中心に、ご説明いたします。

2ページをお開きください。こちらは、本市の児童・生徒の読書実態調査結果ですが、ページの中段、アの次に、「月間読書冊数別の割合」の表を追加し、イとしてその説明文を追加いたしました。これは、特に、1冊も本を読まなかった児童・生徒に注目したもので、後ほどご説明いたします、成果指標にも関わるものであります。

4ページをお開きください。こちらは、学校に対する調査結果ですが、ウとして、市立図書館の資料が学校で活用されているか、についての調査結果を追加いたしました。これについても、後ほどご説明いたします、成果指標に関わるため、追加したものです。

次に、8ページをお開きください。下から3行目の「そして学校・市立図書館・家庭・地域等が連携した取り組みで、」の部分ですが、この「家庭」を加筆いたしました。策定検討委員会での、学校の取り組みも大事だが、家庭も大事であるというご意見を踏まえ、記載すべきと考えました。

10ページをお開きください。第4章 第2次計画の具体的な取り組みの体系ですが、ページ右側に記載しています、重点取り組みの①について、骨子案の「魅力ある学校図書館づくり」から「使いやすい学校図書館づくり」と、イメージしやすい表記に変更しています。

11ページをご覧ください。11ページから22ページは、10ページの体系に添って、それぞれ取り組みの考え方を記載し、事業名及び具体的な取り組み等を記載しています。具体的な取り組みには[新規]や[拡充]の表記がございますが、これについては、第2次計画策定にあたっていただいたご意見の反映や、検討段階で、新たに加え、内容を見直して拡充した取り組みで、記載のないものについては、第1次計画の取り組みを継続するものであります。また、この章では、記載した取り組みについて、具体的なイメージを持っていただけるよう、アンケート結果や、取り組み例、写真等を配置いたしました。

では、各取り組みについてご説明いたします。11ページから14ページは「家庭・地域における読書活動の推進」です。11ページの(1)家庭における子ども読書活動の推進では、記載の2事業により主に保護者への働きかけを行ってまいります。

12ページをお開きください。(2)地域における子ども読書活動の推進では、子どもたちの集まる場所での読書環境の整備を行ってまいります。

13ページは、(3)市立図書館における読書活動の推進です。市立図書館は、子どもの読書活動推進の核として、子どもの読書活動の意義の啓発や、現在行っている事業のリニューアル等を行ってまいります。

15ページをお開きください。15ページから19ページは「子どもの発達段階に応じた読書活動の推進」です。(1)乳幼児・未就学児における読書活動の推進(幼稚園・保育園等の取組み)では、現在も行っている、読み聞かせやおはなし会を継続し、園文庫等により、子どもが自由に本に触れることのできる環境を整えていきます。

16ページをお開きください。(2)小・中学校における読書活動の推進は、本

計画の重点取り組みとして位置付け、特に学校図書館をより活性化して、楽しみとしての読書を推進する一方、学習の中で学校図書館が十分に活用できるよう取り組んでまいります。

そのため、記載の4つの事業に取り組んでまいります。まず、1つ目は「使いやすい学校図書館づくり」です。学校図書館に読んでみたい本や問題を解決していくのみ有効な資料を揃えるとともに、ボランティア、図書委員会の協力を得ながら所蔵図書の整理や、使いやすく魅力ある本の配架を行い、また蔵書情報をデータ化したシステムを導入していくことで、利用しやすく、子どもたちが行ってみたいと思う学校図書館づくりを目指します。

2つ目は「読書習慣の確立と読書指導の充実」です。

学校における「読書の時間」の設定や、読書推進の取り組みを充実することで、読書習慣の確立を目指し、また読書活動の推進や、学校図書館を利活用した授業に関する教員研修を実施するとともに、司書教諭が活躍できる体制を整え、読書指導の充実を目指します。

3つ目は「いつでも行ける学校図書館づくり」です。学校図書館には、有益な情報の提供やアドバイスができる人がいることが必要と考え、経験豊かなコーディネーター、サポーターを配置します。コーディネーター、サポーターは、司書教諭や学校図書館ボランティアを支援し、また協力して、子どもが行きたい時に常に開館している学校図書館を目指します。

4つ目は「学校と市立図書館の連携強化」です。市立図書館が作成する児童・生徒向けブックリストの配付を通して、読書活動を啓発し、子どもの読書活動の重要性を伝えるとともに、学校において市立図書館資料をより活用できるよう、先生方の声を聞きながら利用方法の改善を図る等、学校と市立図書館との連携強化を目指します。

18 ページをお開きください。(3) 高等学校における読書活動の推進です。学校と市立図書館が連携し、市立図書館の郷土史料等を授業に活用するなど、高校生の読書活動を推進していきます。

19 ページをご覧ください。(4) 特別支援学校における読書活動の推進です。特別支援学校では、子どもたちのニーズの多様性に合わせた資料を揃えるなど、それぞれみんなが読書を楽しむことができるよう、読書活動を推進していきます。

20 ページをお開きください。20 ページ、21 ページは「関係機関・団体等における読書活動の推進」です。(1) 博物館・美術館等と連携した取り組みでは、社会教育施設である博物館、美術館の専門家の協力を得て、子どもたちが興味を持つ読書活動推進の取り組みを行っていきます。

21 ページをご覧ください。(2) 社会教育関係団体等と連携した取り組みでは、

子ども読書活動に関わるボランティアの養成、活動支援を行うほか、これまで直接関わっていなかった、団体や企業等に対して、子ども読書活動の意義の啓発や、重要性を伝えてまいります。

次に、22 ページをお開きください。ここに、重点取り組みについて、改めて記載いたしました。このページにつきましては、現在、重点取り組み①～④まで、各取り組みを箇条書きしておりますが、11月8日に開催いたしました第3回策定検討委員会において、文章化した方がよいとのご意見をいただき、現在事務局で調整しております。今後、文章化し、修正いたしたいと思います。

23 ページをご覧ください。第5章 第2次計画の推進に向けて です。1の成果指標については、記載の5項目を成果指標として挙げております。第2次計画では、小・中学校における読書活動の推進を重点としているため、これを意識した指標としております。1番目の指標は、第1次計画の目標でもありました、1ヵ月間の平均読書冊数で、2番目は、1ヵ月間に本を1冊も読まない子どもの割合を指標としたもので、たくさん読む子どもを増やし、併せて読まない子どもを減らすことで、全体の底上げも図っていきたいと考えたものです。3番目は、市立図書館における児童本の貸出冊数で、これについては地域社会全体における、子ども読書活動の推進についての指標として設定するものです。4番目、5番目については、学校における読書環境整備の指標として、市立図書館の資料の活用と、学校図書館が常に開いている学校を増やしていこうとするものです。なお、目標値の設定理由については、表の右欄に記載のとおりです。

24 ページ、25 ページは、A3用紙の折り込みで、第4章の具体的な取り組みについての一覧表になります。

26 ページから33 ページは、関係資料として、計画の根拠法である「子どもの読書活動の推進に関する法律」、参考データ、計画の検討体制、検討経過について記載しております。

計画策定における今後のスケジュールについて、33 ページをお開きください。本日、11月16日、教育委員会定例会において素案のご報告をさせていただきました。この後、11月27日からパブリックコメントを開始し、12月20日まで意見募集を行う予定です。その後、パブリックコメントの結果を反映させて、計画案を策定し、来年2月の教育委員会定例会でご審議いただき、今年度中の計画

決定を目指しております。なお、これまでに、策定検討委員会でいただいたご意見や、教育委員会をはじめ、市議会、社会教育委員会議でご報告を行った際にいただいたご意見に対する素案への反映について、本日、追加資料としてお配りいたしました。申し訳ございませんが、後ほどご覧いただきますようお願い

いたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(齋藤委員)

市立図書館と学校の授業の連携を強化しようというのは大変重要な観点だと思います。先日、視察にまいりました荒川区の小中学校で、授業の連携が非常にうまく行われていました。担当者のお話ですと、先生方に図書館を利用してくださいと言っても、なかなか先生方は具体的にどうやったらいいのか、うまくアイデアが浮かびません。司書さんから、「こういう形で授業ができますよ」などと投げかけると、先生もやってみましょうということで、非常に数値的に伸びてきたとのことでした。この計画に入れていただくのはもう間に合わないと思いますが、今後の1つの検討課題として、図書館からもっと積極的にこういう授業ができますという形で、学校に案をどんどん出していただくとというようなことをお考えいただければ、効果が今よりは上がると思います。

(中央図書館長)

横須賀市では、市立図書館の司書が学校図書館ボランティアの講習会などに協力するということはありましたが、学校へ出向くということは、今まで確かにございませんでした。市立図書館の司書は、社会教育施設としての図書館の運営を主体にしておりますので、なかなか時間がないところが現状でございます。今回こういう計画で一緒にやらせていただきましたので、今後工夫をして、学校の授業に方へも貢献していきたいと思います。

(森武委員)

今の質問に関する追加の質問なのですが、図書館の司書の方と学校を結ぶ時に、教育委員会としてはどこがカウンターパートになるのでしょうか。

(教育指導課長)

学校と市立図書館を結びつけていく、1つの考え方としては、コーディネーターという立場が非常に重要な立場になると考えております。まだ全学校に配置までは至っておりませんので、少しずつ増やしていきたいと考えております。市立図書館での蔵書と、学校の蔵書を把握しながら、もちろん市立図書館にも何か一緒に考えてくださり、相談する方がいらした上でつながっていくというような形になっていくと思います。そういう人の存在が必要になってくると思います。

(森武委員)

「2次計画の推進に向けて」ということで、23 ページに、市立図書館の本を調べ学習等に活用している学校の割合の目標を、現状値と目標を挙げられています。これを推進していくためには、学校ごとに図書館にアプローチするのではなくて、やはり学校側を取りまとめる教育委員会事務局と、あと図書館側との打ち合わせというか、連携が図られればこそ、この目標が達成できると思いますので、そのあたりもご検討いただければと思います。

(教育指導課長)

どのようなシステムで、人との連携で進めていけるか、新たな何か機械的なものなどを含め考える必要がありますが、検討してまいりたいと思います。

(三塚委員長)

16 ページの「重点取り組み」について、小中学校に手厚く読書活動の推進について、いろいろ検討されて、大変ありがたいというように思います。

1つ目の「使いやすい学校図書館づくり」の柱で、3点お伺いします。まず、先進校の視察などをしますと、図書館へ入った時に、部屋が明るく感じます。その理由を考えますと、古い図書が廃棄されていて、非常に新しい学校標準による図書の整備がかなり進んでいる状況があります。毎年更新をしているという状況にあり、とにかく本が並んでいるのが明るく見えます。まずそういったことを検討されたらどうかと思います。

それから、蔵書管理システムが導入されているというのが子どもたちにとって、非常に使いやすく、貸し出しの業務も含めて、システムの導入について検討されたらどうでしょうか。

もう1つは、この柱で、学校の図書室のある位置、非常に学校でも使いにくい、一番上の階や、一番端のほうなどというように、学校の中でも非常にこもり感を持っている図書室があるのではないかと思います。そのあたりの実態を見て、具体的に図書室の位置も含めて検討されたらどうでしょうか。まず1つ目の柱で、その3点をお聞きしたいです。

(教育指導課長)

新刊本については、毎年予算措置をされ、順次入ってきております。ただ、先ほどおっしゃられたとおり、古い本についてはなかなか処分ができていない状況があります。より子どもたちにとって魅力ある書架を配架していけるよう、ボランティアの方のご協力や、コーディネーターが中心になってやっていくことを進めていくことが良いだろうということで、3つ目の「いつでも行ける学

校図書館の体制づくり」の項に含まれているコーディネーター、サポーター、ボランティアという人々の力をかりながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、蔵書情報データ管理システム、この部分についても検討は進めております。ただ、システムを入れる予算措置が難しいということです。一斉に入れていくという部分について難しさもあり、少しずつ入れていくことはできないか検討を進めているところです。

図書室の位置については、検討というところまでは至っておりません。話題としては出たのですが、子どもたちが行きやすい場所ではないということですが、位置を変えてというところまでは、検討は行いませんでした。

(三塚委員長)

2つ目のところの「読書習慣の確立と読書指導の充実」の最後に、「司書教諭の体制づくり」が新規ということが書かれているのですが、この体制づくりというのはどういうことをいっているのでしょうか。

(教育指導課長)

この体制づくりという部分につきまして、司書教諭を中心とした活動ができるような体制をつくりたいと考えております。司書教諭が現在、各学校に配置されておりますが、普段の授業を持ちながら担当しています。司書教諭とコーディネーターの連携をうまく密にしながら、コーディネーターの意見、専門的な知識も受けながら、司書教諭が年間の読書計画をつくっていくということが一つあるかと思えます。図書館を活用した授業、あるいは読書を進めていくための授業を進めていき、それと同時に、コーディネーターがボランティアをうまく回せるような形をつくってもらった図書館を運営していく上での動きというものをつくっていくということで、図書館司書とコーディネーター、ボランティアがうまく連携、スムーズにいけると考えております。

(三塚委員長)

司書教諭という職務をいただいた方が、もう少しその職務の部分を取り組んでほしいということになるわけですね。

(教育指導課長)

司書教諭への研修というものをしながら、司書教諭だけで行うのではなく、司書教諭が学校の中心の立場に立って、各先生方や教科担任の先生方に伝えていただきながら、図書館をより利用していただくような体制づくりを司書教諭

に進めていただきたいと思いますと考えております。

(三塚委員長)

教職員課長に聞きたいのですが、横須賀市は学校の規模にかかわらず、司書教諭の全校配置で取り組んできたと思います。人事異動の際、司書教諭が抜けてしまった場合には、その後補充の司書教諭の資格を持った先生を入れなければいけないという状況が、かなり難しい状況にあったと思います。しかし、司書教諭の資格のある方をどんどん増やそうということで、かなり増やしてきたと思うのですが、今、この配置状況で学校には複数以上の司書教諭がいて、万が一その人がいなくても、次の人がちゃんとそれに代われるという体制ができているのかどうかお聞きしたいです。

(教職員課長)

大変申し訳ないのですが、手元に、どの学校に何名という資料がありません。多くの学校が複数配置、複数以上という状況で、2名以上の配置となっております。校長先生のお考えも、もし一人出るならばもう一人にやっていただき、その方が学校にいるうちに次の司書教諭の異動をお願いしたいという校長先生の要望もほとんどですので、基本的にはそのような形で異動を行っております。

(三塚委員長)

3つ目「いつでも行ける学校図書館の体制づくり」の最後に「専任の司書教諭の配置を県に要望」するということですが、従来もいろんな形で要望はしていると思います。具体的にどのように要望されるか検討されたかどうかを聞きたいです。

(教育指導課長)

県への要望というところでは難しいかと思うのですが、教育長が様々な県の教育長会議などで要望を出されており、そういったところで県へ要望していくことができるのではないかと考えております。

(三塚委員長)

教育委員会からどのように県にアプローチするかという部分では、教育長会議などでそれを要望するとか、あるいは県に予算要望として出すような場面で出していくということだと思うのですが、具体的にそれ以上は今のところ想定していないということでしょうか。

(教育指導課長)

どういふ方法があるのかということを検討、調査し、できるだけ要望を上げていくようにしていきたいと思っております。

(三塚委員長)

かなり年数かけて、県には要望していると思います。やはり、この調査の後ろのほうにあるように、常に図書室が開いている状況を作り出していくためには、その専任された方が図書室にいるということは、子どもたちの読書活動推進には欠かせない状況だと思います。

教職員課長に聞きたいのですが、専任の司書教諭というのは県費負担で配置ですよね。ですから、県にその計画がなかったら、いくら要望しても通らないと思います。それが今までの実態だと思います。現在、県には専任の司書教諭の配置計画みたいなものがあるのか、あるいは実際に何校かにそういう配置している状況があるのか、もしわかれば教えていただきたいです。

(教職員課長)

今のところ、残念ながら、そういった具体的な配置についての話は、私が参加する人事調整会議等会議の中では、出ておりません。

(三塚委員長)

配置計画はないという現状だと思います。ですから、絶対に要望は下げてはいけないと思います。これは毎年要望を続けなければいけないと思います。しかし、なかなか通らない状況で、この推進計画を進めていくといった時に、何回もこの報告が出た時にお話をさせていただいていますが、文部科学省は今年から学校司書の導入をPRしています。ですから、この専任は専任として要望する上で、なおかつ学校司書の導入に向けて地方財政措置が取られているということですから、1校でも2校でも学校にそういう方が早く配置できるよう、ぜひ検討していただきたいと思います。

(教育指導課長)

できるだけ、学校にとって、子どもたちにとって、より良い図書館になっていくような措置を考えていきたいと思っております。

(森武委員)

今の議論の中で教えていただきたいのですが、司書教諭は、全校に資格を持った人が配置されているということですが、専任ではないわけですから、司書

教諭の職務を行うためだけに配置されているわけではないと思います。実際、学校の中での位置付けはどのようになっているのでしょうか。例えば小学校であれば、普通に担任を持って、他の先生と同じ仕事をして、司書教諭の資格を持っているからあなたは図書館の担当ですよという、要はプラスアルファになっ
てしまっているのか、司書教諭として配置されていれば、何かを一部職務分掌から減らすかわりに図書館の担当をしてくださいとなっているのか、現状の横須賀ではどのようになっているのでしょうか。

(教育指導課長)

他の教諭と同じようにクラスを持ちながら、図書館の担当も含めてやっているという状況です。

(三塚委員長)

学校図書館法で司書教諭を置かなければならないわけですよ。人事配置をして置いておく。そうすると、学校はどういうふうに取り扱うかということ、これは司書教諭をやってくださいという、校長先生の職務命令です。それがどういう形にあらわれるかということ、校務分掌表です。つまり校務分掌表というのは、校長先生の職務命令の形ですから、そこに司書教諭だれだれというふう
に明記することが、条件です。これがないと、校長先生が職務命令したことにならないわけ
です、公に。専任が置けないという理由で、教員に司書教諭の資格を取ってもらい、や
ってもらっているという状況です。

ですから、これはあくまでも校長先生の職務命令です。教職員課長、それで間違いないですね。

(教職員課長)

そのとおりです。

その他

(支援教育課長)

私のほうから、子どもいじめ相談ホットラインの再開について、ご報告させていただきます。

既に先月の定例教育委員会でご報告をさせていただきましたけれども、ことしの夏休み明け、9月3日から14日までの12日間、臨時として「子どもいじめ相談ホットライン」を開設いたしました。11件という相談でしたけれども、やはり教育委員会内にいじめ相談の窓口を持つということの意義が大変大きい

と考えまして、この電話相談の再開につきまして準備を進めてまいりました。その準備がやっと整いましたので、11月19日、来週の月曜日から、毎週月曜、水曜、金曜の3日間の午前9時から午後5時までの時間帯で再開させていただくことになりましたので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

(委員質問なし)

6 閉会及び散会の時刻

平成24年11月16日(金) 午前11時30分

横須賀市教育委員会

委員長 三 塚 勉